一般質問発言項目

◎発言順に掲載。太字は下で紹介している質問を含みます。

- ●**水野考**（自民党・市民クラブ　安佐南区）**国土強靭化への取組**／広島市の子育て支援ーソウル市との比較からー／広島市における児童発達支援ーこどもを中心に据えた教育・保育と療育の一体化にむけてー／**相撲を通じた地域活性化**
- ●**松本拓也**（市民連合・市民の声　安芸区）ライフデザインの学び／**体育の授業におけるICT機器の活用**／**省エネルギー対策の取組み**／新規採用職員の人材育成
- ●**西田浩**（公明党　安佐北区）NPT再検討会議の誘致／**広告付き観光サインの設置**／広島市の公共施設のLED化推進／**身寄りのない高齢者対策**／安佐動物公園
- ●**大西理**（日本共産党　中区）**市民生活と中小企業への支援**／訪問介護事業所への支援／**医療機関への支援と地域医療体制**／不登校対策
- ●**永田雅紀**（ひろしま清風会　中区）**平和**／**人口減少社会を見据えたまちづくり**／次期交通計画作成に当たって路面電車の利便性向上等／アストラムラインの延伸と西風新都／ピック病／落雷事故防止対策
- ●**元田賢治**（新政クラブ　南区）**空き家対策**
- ●**福田心平**（広島維新の会　西区）防災／**就職氷河期世代救済**／広島城の閉館／DX人材育成とITスキル取得支援の拡充／**無縁死社会と自治体の負担増加**
- ●**吉田いつこ**（無党派クラブ　安芸区）「ヒロシマの心」の伝承／夜間中学／**慢性透析患者の緩和ケア**／**男性家族介護者の支援**／公共施設のトイレ
- ●**川口茂博**（自民党・市民クラブ　安芸区）災害復興と安芸区のまちづくり／新中央市場／ふるさと納税／**各区の権限強化**／**平和宣言と被爆100年に向けた取組み**／公共交通
- ●**丸山幸一郎**（市民連合・市民の声　安佐南区）**ケアマネジャーの確保と今後の介護サービスの維持**／住民主体型生活支援訪問サービス事業／**こどもの相談窓口の強化**／保育園の安全対策／教員の人事異動発表
- ●**碓氷芳雄**（公明党　安佐南区）火災予防／**教員の働き方改革と教職の魅力向上**／**安全・安心な市民生活を支える警備業務**／学校施設の体育館における空調設備の整備／農業用水路と通学路の安全／被爆80年における平和首長会議の取組
- ●**藤本聡志**（日本共産党　佐伯区）**今年の平和記念式典のあり方及びロシア・イスラエルへの対応**／**生活保護利用世帯のエアコン設置補助**／PFASの広島市内での汚染と対策
- ●**沖本高博**（自民党・市民クラブ　東区）天皇皇后両陛下の行幸啓／防災庁の誘致／**官民連携（PPP）の取組み**／**道路などの大型整備事業**／広島型公共交通システム

国土強靭化への取り組みは？

水野考
自民党・市民クラブ

問 下水道管路施設の全国特別重点調査とはどのようなもので、本市の対象施設はどれくらいあるのか。この調査の結果、異状が確認された場合はどのように対応するのか。

答 この調査は、2メートル以上の大口径で30年以上経過した下水道管路について、自走式のテレビカメラや目視により管路内を調査し、異状の有無を確認するものである。本市の調査対象管路の延長は約53キロで、令和8年2月上旬までに調査を完了させる予定である。調査の結果、異状が確認された場合は速やかに応急措置を施した上で、修繕や改築を行うなど適切な対策を実施する。

相撲で地域を活性化！

問 相撲をもっと身近に感じてもらうために、市立の小中学校における体育の授業や準備体操に、「相撲健康体操」を導入するのはどうか。また、「通いの場」で行われている「いきいき百歳体操」に加え、「相撲健康体操」を導入するのはどうか。

答 小中学校の教育研究会保健・体育科部会等に紹介し、各学校の実情に応じた体力向上策の一つとして活用の検討を促していきたい。また、地域介護予防拠点で取り組む意義は十分にあると考えており、活動メニューの一つとして紹介するなど、高齢者の健康づくりや介護予防に役立てたい。

松本拓也
市民連合・市民の声

ICTを活用した体育授業

問 こどもたちに、より運動に興味を持ってもらうために、企業が提供する学校向けのスポーツ練習アプリを小学校の体育の授業で活用することの有効性についてどのように考えるか。

答 体育の授業でのICT機器の活用は、児童にも教員にも有効だと考えており、本市では研究指定校において、手本動画を児童が視聴し、動きの特徴を学んだ上で自身の動画を撮影し、手本動画と比較することで自らの課題に気付き、その改善や練習方法を考える授業を行っている。議員提案のアプリについては、授業における一連の作業が効率化され、操作時間の短縮と運動時間の確保につながることが期待できると考えており、今後、他都市での導入事例や、本市で導入した場合の費用対効果や技術的な課題について、調査・研究していきたい。

省エネ対策の取り組み

問 温室効果ガス排出量の削減に向けて、本市役所や本市が有する公共施設における電力節減の取り組みに、民間企業が提案する節電事業を積極的に活用することについてどのように考えるか。

答 市有施設の今後のさらなる電力の節減に向けては、民間企業における新技術の動向も注視しながら、その積極的な活用も含め、検討していきたい。

西田浩
公明党

広告付き観光サインの設置促進

問 広告付き観光サインを積極的に設置してはどうか。

答 広告付き観光サインは、設置・更新等に係る本市の経費負担なく、地図情報を短時間で更新することができるなど、観光客へのサービス向上を図る上で有効な手段であることから、今後も積極的に設置したいと考えている。

広告付き観光サイン

身寄りのない高齢者対策

問 身寄りのない高齢者が亡くなった後も、葬儀、納骨、財産の処分などを円滑に進められるような仕組みを整えることが大事と思うがどうか。

答 万が一に備え、緊急時の連絡先や家族・支援者等に伝えたいことを記録し、資産管理や葬儀等に関する希望を整理しておくことは、今後ますます重要となる。元気なうちから前向きに準備する「終活」の必要性を普及・啓発し、その取り組みを始める市民を支援するツールの一つとして、現在、エンディングノートの令和7年中の作成・配布に向けた準備を進めている。また、本人の生前の意向が関係者に的確に伝わり、希望が尊重されるための方策、体制づくりについても検討を進めている。

大西理
日本共産党

消費税減税を国に求めよ

問 本市として、消費税が市民生活に及ぼす負担を調査・把握し、政府に対して5％への減税を求めるべきだと考えるが、本市の見解は。

答 消費税の減税については、税や社会保険料など国民の公平な負担の在り方も含めて国政の場で丁寧に議論してもらうべきものと考えている。

県病院、舟入小児移転・統合

問 県病院・中電病院・二葉の里病院・舟入市民病院小児部門等を統合して、2030年に広島駅北口に新病院を稼働させる県の計画に伴い、本市の地域医療や小児医療をどのようにする考えか。会見や住民説明会を開くなどして今後の本市の地域医療・小児医療の考えを市民に伝えるべきではないか。

答 県の新病院に小児救急機能を集約し、全ての小児患者への高度かつ迅速な対応が可能になるほか、「地域完結型」の医療への転換が進められるなど、本市が目指す質の高い効果的・効率的な医療提供体制の構築に役立つものと考え、協力している。市民への周知に当たっては、小児医療機能が舟入市民病院から県の新病院に移管されることと、県の新病院が具体的にどのような機能を担っていくかということを併せて知らせることが適切と考えている。今後も県の検討状況に応じて、県と連携しながら市民へ広報していきたい。

永田雅紀
ひろしま清風会

平和

問 海外原爆・平和展の開催状況について、ここ最近はアメリカ大陸やヨーロッパ大陸での開催が多いが、他の大陸での展示は行わないのか。

答 海外原爆・平和展は、現地の博物館等の協力を得て、本市と長崎市の共催で実施するもので、近年は、アメリカ・ヨーロッパ各国の博物館等から積極的な開催の申し出があるため、結果として、アメリカ・ヨーロッパ大陸での開催が比較的多くなっている。令和7年は、オセアニア大陸に属するオーストラリアで開催している。

人口減少社会

問 集住などを進め、経済を委縮させることなく暮らしやすいまちを再構築することと、1人当たりのGDPを向上させることこそが必要になってくると考えられるが、本市としてどう考えているか。

答 広域都市圏を構成する市町と連携し、住み続けてもらえる圏域であるためには、本市の拠点性を強化していく必要があると考えており、集約型都市構造への転換に向けて取り組んでいる。また、「地域総出のまちづくり」や「DXの加速化」を第3期総合戦略の重点取組事項としており、こうした取り組みは議員提案の趣旨と同じ方向性であり、引き続き着実に推進したい。

オーストラリアでの原爆・平和展

元田賢治
新政クラブ

空き家対策

問 「特定空家」「管理不全空家」として認める条件、内容は何か。

答 「特定空家等」は、空家法により「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義されている。本市では、国のガイドラインに基づき特定空家判定基準を定めており、建築物の著しい傾斜などの空き家の不良度や周辺への影響度などを調査した上で総合的に判断することとしている。

また、「管理不全空家等」とは、令和5年12月の空家法の改正により追加されたもので「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等」と定義されている。本市では、国が示すガイドラインや他都市の事例などを参考に、現在行っている空き家の実態調査の結果を踏まえ、管理不全空家等の判断の基準を作成することとしている。